

## 福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会 開・閉会式等消防防災業務実施計画

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この計画は、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会警備・消防防災基本方針に基づき、福井しあわせ元気国体および福井しあわせ元気大会（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、福井しあわせ元気大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う消防防災の業務体制、業務内容等を定め、火災その他災害（以下「火災等」という。）の未然防止に努めるとともに、火災等発生時における迅速的確な対応を図ることにより、選手・監督・両大会役員・一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

#### (諸規定との関係)

第2条 開・閉会式等における消防防災業務は、消防法等関係規定、開・閉会式等関係施設の防火管理者（以下「各施設防火管理者」という。）が定めた消防計画によるもののほか、この計画の定めによる。

#### (実施機関)

第3条 県が設置する実施本部（以下「実施本部」という。）は、消防、警察、県防災担当部局、自衛消防組織、医療機関、委託警備会社等（以下「消防防災関係機関」という。）および各施設防火管理者の協力を得て、消防防災業務を実施する。

#### (消防防災業務)

第4条 この計画における消防防災業務は、原則として次のとおりとする。

- (1) 火災等の予防、警戒および発生時の初期消火活動
- (2) 火気等使用場所の指定
- (3) 火災等発生時の消防防災関係機関への通報
- (4) 火災等の情報収集および実施本部各部（班）への連絡
- (5) 救急・救助および医療関係機関等の協力による救急医療の実施
- (6) 避難路、避難場所の確保および緊急時の避難誘導
- (7) 会場定員管理
- (8) 緊急車両（消防ポンプ車、救急自動車等）の配備
- (9) 緊急車両出動時の会場内の整理・誘導および通行路の確保
- (10) 消防防災業務および医療業務に必要な装備資機材の配備
- (11) 会場内外の消防用設備等の点検
- (12) 自動火災報知設備の誤発報等による式典妨害行為の警戒
- (13) 通信体制の確立および通信手段の確保

#### (14) その他必要な消防防災業務

##### (火気等使用予防管理)

第5条 実施本部は、火災予防および災害の発生による出火を防止するため、各施設防火管理者と協力して火気等の使用に関して次の業務を行う。

(1) 火気等の使用場所の決定

禁煙場所および火気設備器具等の使用場所は、各施設防火管理者と協議のうえ決定する。

(2) 各施設防火管理者の承認

次に掲げる事項を行う場合は、あらかじめ各施設防火管理者に申し出て、承認を得るものとする。

ア 指定された喫煙場所以外の場所への新たな喫煙所の設置

イ 各種火気設備器具等の設置または変更

ウ 式典等における火気の使用

エ 露店での火気の使用

オ 臨時売店における火気の使用

カ その他火災等の予防上必要と認められる事項

##### (遵守事項)

第6条 実施本部は、火気等を使用する者に対し、次の事項について周知徹底を図る。

(1) 喫煙は喫煙所で行うこと。

(2) 電熱器、ガス器具等の火気設備器具等は指定された場所で使用し、使用目的以外に使用しないこと。

(3) 火気の使用に際しては周辺の整理整頓に努め、近くに可燃物を置かないこと。

(4) 火気の使用後は確実に火の始末を行い、火気設備器具等の点検を確実に行って安全確認をすること。

(5) 火気の使用場所付近には消火器を置くこと。

2 両大会に関係するすべての者は、防火施設、消防用設備等の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守すること。

(1) 入場口、避難口、通路、階段付近に避難上、支障となる物品または延焼の媒介となる物品を置かないこと。

(2) 防火扉付近に閉鎖の障害となる物品または延焼の媒介となる物品を置かないこと。

(3) 消防用設備等の付近に使用上支障となるような物品を置かないこと。

## 第2章 開・閉会式会場における活動等

##### (実施期日および実施場所)

第7条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実 施 期 日	実 施 場 所
福井しあわせ元気国体 総合開・閉会式リハーサル	未定	【福井運動公園】 ・福井運動公園敷地内および 周辺 ・その他関係施設  【荒天時】 ・未定
福井しあわせ元気国体 総 合 開 会 式	平成 30 年 9 月 29 日 (土)	
福井しあわせ元気国体 総 合 閉 会 式	平成 30 年 10 月 9 日 (火)	
福井しあわせ元気大会 開・閉会式リハーサル	未定	
福井しあわせ元気大会 開 会 式	平成 30 年 10 月 13 日 (土)	
福井しあわせ元気大会 閉 会 式	平成 30 年 10 月 15 日 (月)	
事前警戒・警備	平成 30 年 9 月中旬 (予定) ～ 9 月 28 日 (金) 平成 30 年 10 月 9 日 (火) ～ 10 月 12 日 (金)	

(組織および任務)

第 8 条 実施本部は、消防防災業務に万全を期すため、「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編制表（別表第 1）のとおり編制する。

2 火災等が発生しまたは発生のおそれがある場合は、必要に応じて臨時消防防災組織体制図（別表第 2）により伝達を行うとともに、実施本部で緊急に組織する臨時消防防災組織を臨時消防防災組織編制表（別表第 3）のとおり編制する。

(関係機関との連携)

第 9 条 警備消防防災本部は、消防防災業務を円滑に実施するため、消防防災関係機関と密接な連絡調整を行う。

(平常時の活動)

第 10 条 警備消防防災本部は、消防防災関係機関、各施設防火管理者および実施本部各班と連携して、次の消防防災業務を行う。

(1) 予防管理・点検

- ア 指定場所における喫煙状況
- イ 指定場所における火気等の使用状況
- ウ 臨時売店等における防火安全管理状況
- エ ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止
- オ 入場口、避難口、通路および階段付近における避難上支障となる物品の有無
- カ 防火扉付近に閉鎖の支障となる物品および延焼の媒介となる物品の有無
- キ 避難口誘導灯、通路誘導灯等の点灯状況

- ク 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況および使用上支障となる物品の有無
- ケ 消防水利の異常の有無および採水上支障となる物品の有無
- コ 消火設備の設置状況および異常の有無
- サ 変電設備の外的異常の有無および周辺における可燃性の物品の有無
- シ 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無および周辺における可燃性物品の有無
- ス 緊急車両進入路における通行支障物品の有無
- セ 避難場所の使用状況の確認
- ソ 避難経路上における通行支障物品等の有無
- タ その他必要な措置

(2) 報告

予防管理・点検の実施者は、予防管理・点検の結果を予防管理・点検・措置結果報告書（様式第1号）により、警備消防防災本部に報告する。

(3) 是正・改善

警備消防防災本部は、予防管理・点検により、不備、欠陥、支障となる物品の存置、設備等の異常、不審物発見等の報告があった場合は、実施本部関係部および消防防災関係機関に通報連絡を行い、是正または改善を行う。

(4) 記録

警備消防防災本部は、是正または措置の結果および同本部が行った措置を同報告書に記録する。

(火災等発見時の措置)

第11条 火災等の発生を認知または発見した者は、消防機関へ速やかに通報するとともに、警備消防防災本部に対して、電話、無線機、口頭等の最も迅速な方法で通報する。

(火災等発見時の活動)

第12条 警備消防防災本部は、火災等が発生した場合または情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに、被害の拡大防止を図るため、消防防災関係機関および各施設防火管理者と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報連絡等

ア 警備消防防災本部は、火災等の情報または発生の通報を受理した場合は、その通報内容について通信記録（様式第2号）に記録するとともに、本部員および警戒員を直ちに現場に派遣させて事実確認を行う。

イ 警備消防防災本部は、火災等の発生を確認した場合は、消防防災関係機関へ通報連絡を行い連携協力体制を確立するとともに、火災等発生報告書（様式第3号）により火災等の発生の内容を把握する。

ウ 警備消防防災本部は、把握した火災等の状況に応じて、救護担当班、消防防災関係機関の出動要請等適切な初期対応を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を組織する。

(2) 初期消火活動、連絡調整等

ア 警備消防防災本部における措置

- (7) 把握した内容に基づき、消防防災関係機関に出動要請の通報を行うとともに、消防防災関係機関と緊密な連絡体制を確立する。
- (イ) 火災等発生場所以外の本部員および警戒員を現場に派遣させて、消防防災関係機関による消火活動等への支援活動を行うとともに、必要に応じて臨時消防防災組織を編制し、運用する。
- (ウ) 火災等の発生日時、場所、負傷者の有無、原因、発生規模、拡大の見通し、被害の程度、二次被害のおそれ等に関する情報の収集および実施本部、消防防災関係機関等への通報連絡を逐一行い、実施本部における指揮命令体制を確立する。
- (エ) 火災等の発生状況等について、実施本部に対する通報連絡を徹底し、迅速かつ円滑な避難誘導が図れるように周知する。
- (オ) 火災等の発生場所以外における避難等の措置の判断に必要な情報の収集に努める。

#### イ 現場における措置

- (7) 消火設備を活用し、受傷事故に留意しながら初期消火活動を行うとともに、被害の拡大防止に努め、負傷者がいる場合は救護活動を優先する。
- (イ) 現場に通じる消防車等の緊急車両通行路を確保し、現場への誘導にあたる。
- (ウ) 消防防災関係機関が行う消火活動に協力するとともに、現場周辺の雑踏整理等を行う。
- (エ) 可能な限り、火災等の発生に係る発見者等の確保に努める。
- (オ) 火災等の発生に伴う来場者の動静把握に努め、特異動向が認められ、またはそのおそれがある場合は警備消防防災本部へ連絡を行う。
- (カ) その他火災等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

#### (3) 避難誘導

避難誘導を実施する場合は、臨時消防防災組織編制表に基づく任務分担に従い、消防防災関係機関との連携を図りながら、安全かつ迅速な避難誘導に努める。

#### (4) 救護支援

負傷者の生命・身体を守ることを最優先に、二次災害が発生することのないよう安全性を確認したうえで、負傷者の救出・救助を行うとともに、消防防災関係機関または救護担当班の活動を支援する。

#### (非常放送)

第13条 火災等発生時における非常放送は、次のとおり定める。

##### (1) 施設防火管理者との協議

実施本部は、火災等発生時の非常放送について、来場者の心理的不安を除去する放送内容に努めるとともに、放送範囲、放送時期について、あらかじめ施設防火管理者と協議する。

##### (2) 非常放送時の措置

実施本部長は、火災等が発生し、非常放送を行う必要があると認めたときは、実施本部担当班に指示する。

(避難場所)

第14条 避難場所は、別表第4のとおりとし、別に作成する開・閉会式等警備計画書において、避難誘導等必要な事項について定める。

(大規模災害・突発事案が発生した場合の措置)

第15条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(通信連絡)

第16条 警備消防防災本部および消防防災関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

### 第3章 福井しあわせ元気大会の競技会場における活動

(実施期日および実施場所)

第17条 実施期日および実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実 施 期 日	実 施 場 所
競技会場 (練習会場含む)	平成30年10月12日(金) ～10月15日(月) (公式練習日含む) ※ 実施本部等が必要と認める場合は、上記実施期日以外の事前警戒・警備に係る期間を含むものとする。	【福井市】 ○ 福井県営陸上競技場〔陸上競技(身・知)〕 ○ 福井市スポーツ公園サッカー場(兼ラグビー場)〔アーチェリー(身)〕 ○ スポーツプラザWAVE40〔ボウリング(知)〕 ○ 福井県営体育館〔車椅子バスケットボール(身)〕 【敦賀市】 ○ 敦賀市総合運動公園プール〔水泳(身・知)〕 ○ 敦賀市きらめきスタジアム〔フットベースボール(知)〕 【小浜市】 ○ 小浜市民体育館〔バレーボール(精)〕 【大野市】 ○ 大野市エキサイト広場総合体育施設体育館〔バレーボール(身)〕 【勝山市】 ○ 勝山市体育館「ジオアリーナ」〔バスケットボール(知)〕 【鯖江市】 ○ サンドーム福井〔卓球(身・知)〕

		<p>サウンドテーブルテニス(身)を含む]</p> <p>【あわら市】</p> <p>○ トリムパークかなづ体育館〔バレーボール(知)〕</p> <p>【越前市】</p> <p>○ 武生東運動公園ソフトボール場〔ソフトボール(知)〕</p> <p>【坂井市】</p> <p>○ 三国運動公園陸上競技場、多目的競技場〔フライングディスク(身・知)〕</p> <p>○ 丸岡スポーツランドサッカー場、人工芝グラウンド〔サッカー(知)〕</p> <p>【永平寺町】</p> <p>○ 松岡総合運動公園 you me パーク〔グラウンドソフトボール(身)〕</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所に含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場および練習会場が所在する付帯施設ならびにその周辺を含むものとする</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(体制等)

第 18 条 消防防災の業務体制(業務内容を含む。)については、第 2 章の規定に準じて、必要な体制を整備する。

#### 第 4 章 教育および訓練

(教育および訓練)

第 19 条 実施本部は、開・閉会式等における消防防災業務を円滑に実施するため、関係する実施本部員に対し、あらかじめ業務に関する教育および事前訓練を実施する。

(教育および訓練内容)

第 20 条 教育および訓練の内容は、次のとおりとする。

(1) 教育

- ア 両大会における消防防災業務に関すること。
- イ 開・閉会式等消防防災業務マニュアルの周知徹底に関すること。
- ウ 警備消防防災本部および臨時消防防災組織に係る任務の周知徹底に関すること。
- エ その他両大会の消防防災業務に係る必要な事項に関すること。

(2) 訓練内容

- ア 火災等の情報収集、伝達および通報訓練
- イ 初期消火訓練
- ウ 救出救護訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 通信機器取扱要領
- カ その他必要な事項

第5章 雑則

(委任)

第21条 この計画の実施について必要な事項は、実施本部長が別に定める。



別表第1（第8条関係）

警備消防防災本部編制表

編制		任務区分
警備消防防災 本部長		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開・閉会式等自主警備・消防防災業務の総括・管理</li> <li>○ 実施本部各部との調整</li> </ul>
警備消防防災 班長		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防防災関係機関（※1）との調整</li> <li>○ 臨時消防防災組織（※2）の指揮、運用</li> </ul>
本部員	総括担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施本部各班との連絡調整</li> <li>○ 消防防災関係機関との連絡調整</li> <li>○ 通信業務（運用および記録）</li> </ul>
	警備担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委託警備会社への指示と活動状況の把握</li> <li>○ 会場周辺における交通状況および輸送状況の把握</li> </ul>
	消防担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気象情報、火災・災害情報等の収集活動と実施本部各班への伝達</li> <li>○ 大規模災害等発生時の対応業務と実施本部各班との連絡調整</li> </ul>
	入場口担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入退場および会場定員管理</li> <li>○ 入場口等の混雑状況の把握</li> <li>○ その他必要な業務</li> </ul>
本部員・警戒員	警備係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不審者および不審物件の発見時における速報と適切な初期対応</li> <li>○ 人の混雑が予想される場所または来場者が過密となり事故発生のおそれがある場合における事故防止のための雑踏警備</li> <li>○ 火災等の警戒および消防用設備等の点検・確認</li> <li>○ 避難路の確保および避難誘導</li> <li>○ 救急・救助、救護活動</li> <li>○ 各種事件事故および火災等発生時の初期対応と現場活動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事案等の早期鎮圧活動、初期消火活動</li> <li>・ 被害の拡大防止および二次被害の防止</li> <li>・ 負傷者等の救護活動と事案等関係者の確保</li> </ul> </li> </ul>
	入場口係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防防災関係機関が行う現場活動への支援・協力および現場周辺の雑踏警備</li> </ul>
	座席案内係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係者以外の立入禁止区域への侵入防止</li> <li>○ 会場内、各入場口におけるIDカード、入場券（以下「IDカード等」という。）の確認およびIDカード等不所持者の排除ならびに不正入場者の発見および排除</li> <li>○ 金属探知機検査、手荷物検査場所における持込禁止物の発見</li> <li>○ 会場周辺および会場内における交通誘導整理</li> <li>○ 実施本部各班、各施設における自衛消防組織等との連携</li> <li>○ その他必要な業務</li> </ul>

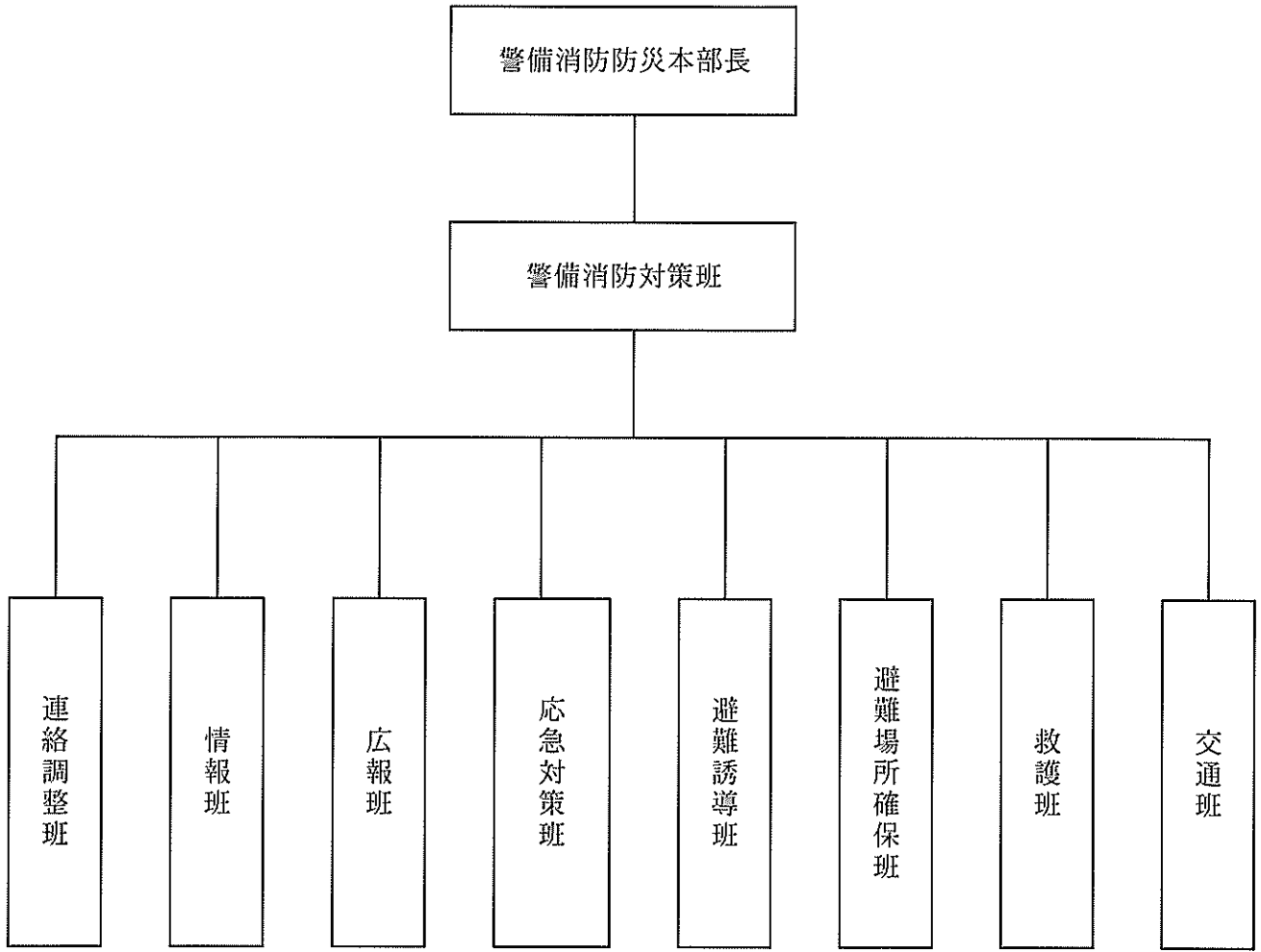
※1 消防防災関係機関とは、消防、警察、県防災担当部局、自衛消防組織（施設管理者）、医療機関、委託警備会社等をいう。

※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災その他災害が発生し、または発生のおそれがある場合に編制される組織をいう。

※3 「本部員」とは、実施本部員（県職員）をいう。

※4 「警戒員」とは、ボランティアおよび警備業者をいう。

臨時消防防災組織体制図



別表第3（第8条関係）

臨時消防防災組織編制表

編制	要員差出し班	任務内容
警備消防対策班 (警備消防防災本部長)	入場整理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時消防防災組織の指揮、運用、総括</li> <li>○ 火災等情報分析、被害予測</li> <li>○ 被害状況、応急措置等の記録</li> </ul>
連絡調整班	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防防災関係機関との連絡調整</li> <li>○ 実施本部各部（各班）との連絡調整</li> <li>○ 各実施本部内の実施本部員、ボランティア等への連絡調整</li> <li>○ 日本体育協会、文部科学省等への報告・連絡</li> </ul>
	報道広報班	
	招待者班	
	式典班	
	激励会班	
	歓迎案内班	
	受付班	
	入場整理班	
	会場管理班	
	医療救護班	
	衛生班	
	宿泊班	
	輸送交通総務班	
	交通広報・案内班	
	会場駐車場班	
計画バス班		
シャトルバス班		
選手団班		
競技記録班		
情報班	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災等の情報、来場者等の動向に関する情報収集</li> <li>○ 仮設物等設備の被災状況に関する情報収集</li> </ul>
	会場管理班	
広報班	報道広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常放送</li> <li>○ 広報・報道対策</li> </ul>
	式典班	
応急対策班	入場整理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災等の初期消火等</li> <li>○ 負傷者の救出・救護</li> <li>○ 被害拡大防止</li> <li>○ 現場における来場者等の雑踏整理</li> </ul>
	会場管理班	
避難誘導班	歓迎案内班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所への誘導</li> <li>○ 残留者の確認</li> <li>○ 各施設等の保安全管理</li> </ul>
	式典班	
	入場整理班	
	会場管理班	
避難場所確保班	受付班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所の確保</li> <li>○ 避難者の確認・整理</li> <li>○ 避難者に対する情報提供等</li> <li>○ 二次避難場所等への誘導</li> </ul>
	入場整理班	
救護班	医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 負傷者の救急・救護</li> <li>○ 負傷者の搬送</li> </ul>
	衛生班	
交通班	輸送交通総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急車両の通行路の確保と安全対策</li> <li>○ 周辺における交通情報の収集</li> </ul>
	交通広報・案内班	
各班共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 状況に応じた初期対応の実施および他班の支援業務</li> <li>○ その他特命事項の処理</li> </ul>

別表第4（第14条関係）

福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会 開・閉会式の避難場所

避難対象区分		避難場所
陸上競技場	各階の諸室	補助競技場
	メインスタンド	補助競技場
	北側サイドスタンド	補助競技場
	バックスタンド	福井少年運動公園
	南側サイドスタンド	エントランス広場
福井少年運動公園		
県営球場	諸室	やすらぎの広場
	観覧席	テニス場
体育館	全館	やすらぎの広場

※ 福井しあわせ元気大会各競技会場における避難場所については、会場地市町が定める福井しあわせ元気国体時の避難場所に準じる。

予防管理・点検・措置結果報告書

実施日時	平成30年 月 日（ ） 時 分～ 時 分		
実施者 (報告者)	( ) 班 ( ) 係	氏名	報告時間 時 分
点検項目	<input type="checkbox"/> 指定場所における喫煙状況 <input type="checkbox"/> 指定場所における火気等の使用状況 <input type="checkbox"/> 臨時売店等における防火安全管理状況 <input type="checkbox"/> ゴミ箱、ゴミ集積所等における出火防止 <input type="checkbox"/> 入場口、避難口、通路および階段付近における避難上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 防火扉付近に閉鎖の支障となる物品および延焼の媒介となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 避難口誘導灯および通路誘導灯の点灯状況 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の表示灯の点灯状況および使用上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 消防水利の異常の有無および採水上支障となる物品の有無 <input type="checkbox"/> 消火設備の設置状況および異常の有無 <input type="checkbox"/> 変電設備の外的異常の有無ならびに周辺における可燃性の物品の有無 <input type="checkbox"/> 屋外危険物貯蔵施設の外的異常の有無および周辺における可燃性物品の有無 <input type="checkbox"/> 緊急車両進入路における通行支障物品の有無 <input type="checkbox"/> 避難場所の使用状況の確認 <input type="checkbox"/> 避難経路上における通行支障物品等の有無 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
点検結果	【異常の有無】 有 ・ 無		
	【異常個所・状況】		
	【措置内容】		
警備消防 防災本部 における 措置等	報告受理時間	時 分	報告受理者
	消防防災関係機関への通報	有 ・ 無	通報先
	【現場における措置結果】		
【警備消防防災本部の措置等】			

※ 緊急対処事案等の発生および認知時においては、警備消防防災本部宛に最寄りの通信手段により速報すること。



火災等発生状況報告書

認知日時	平成30年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分	
認知状況等	【認知状況】 現認・認知（口頭・優先・無線） 【通報者等人定事項】 ※ 住所、氏名、年齢、連絡先（電話番号）を最低限記載（聴取）	
火災等の概要		
発生日時	平成30年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分	
発生場所		
被害種別	火災・その他 ( )	
被害状況		
二次災害の有無		
負傷者等 (※)	・負傷者（有・無） 名（男性 人・女性 人） ・負傷程度	
被害物品等	・被害物品（有・無） ・被害程度・範囲	
備考		
措置	・負傷者の搬送＝有・無（搬送先病院名等を記載： ） ・消防防災関係機関への連絡＝有・無（警察、消防、自衛消防組織、医療機関等を記載： ） ・出勤人員 名（内訳：実施本部員 名、自衛消防組織 名） 消防人員 名、その他 ) ・消防車 台 ・放水の有無 ・その他	
	現場臨場者	（役職・氏名） 他 名
報告年月日	平成30年 月 日 ( )	
報告者	警備消防防災本部 班 氏名	

※ 負傷者の人定事項については、備考欄または別紙（様式自由）に記載して報告すること。